

平成14年3月4日

各位

株式会社 大和銀ホールディングス
(コード番号 8308)

債権の取立不能および取立遅延のおそれの発生について

今般、当社子会社の株式会社大和銀行（頭取 勝田 泰久）の取引先である土屋カオリン工業株式会社について、東京地方裁判所に自己破産手続開始の申立が行われました。この結果、同社向け債権について取立不能および取立遅延のおそれが生じたので、お知らせいたします。

記

1. 当該取引先の概要

- | | |
|------------|----------------------|
| (1) 名称 | 土屋カオリン工業株式会社 |
| (2) 所在地 | 東京都中央区日本橋本町4 - 9 - 9 |
| (3) 代表者の氏名 | 土屋 春美 |
| (4) 資本金の額 | 10百万円 |
| (5) 事業の内容 | 塗料製造、卸 |

2. 当該取引先に生じた事実およびその事実が生じた年月日

平成14年3月1日 東京地方裁判所への自己破産手続開始の申立

3. 当該取引先に対する債権の種類および金額

大和銀行 貸出金 33億円

なお、子会社であるあさひ銀行、近畿大阪銀行、奈良銀行には、本件に関する債権はありません。

4. 当該事実が当社の業績に及ぼす影響

当社が平成13年12月10日に発表いたしました平成14年3月期連結業績予想に影響はございません。

なお、あさひ銀行を含めた当社の業績予想につきましては、現在、策定中であり、確定次第、公表させていただきます。

以上